

第8回 島本町総合計画審議会

(令和2年4月13日作成)

1	会議の名称	第8回 島本町総合計画審議会		
2	会議の開催日時	令和2年3月13日(金) 14時00分～17時00分		
3	会議の開催場所	島本町役場地階第五会議室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	総合政策部政策企画課	傍聴者数	8名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	天沼委員、大西委員、厚東委員、後藤委員、小林委員、小山委員、末岡委員、 野間委員、八田委員、三村委員、山内委員、山本委員 (五十音順)		
7	会議の議題	1 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて 2 その他		
8	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料 25 基本計画パブリックコメントの結果(案) ● 資料 26 第五次総合計画・基本計画(修正案) ● 参考資料 基本計画・答申書(素案) 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

開会

- 出席委員数の確認
- 配布資料の確認
- 傍聴の許可

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場に消毒液を設置、定期的に休憩及び換気を実施

1 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて

会 長 それでは、案件1「第五次総合計画・基本計画の策定に向けて」の審議を行います。

基本計画案につきましては、昨年10月から11月までの計6回の部会と、12月の全体会において審議を行い、その後、1月から2月までパブリックコメント募集を行いました。今回、そのパブリックコメントの結果案と、パブリックコメントを踏まえた計画修正案が示されています。今回は、この内容を確認し、基本計画案についての最終まとめ審議を行い、その上で基本計画について答申案の取りまとめを行いたいと考えております。

それでは、事前に資料が配布されていますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料25、資料26、答申書(素案)、委員提出意見について説明)

会 長 ただいま資料に基づいて説明を受けました。基本計画案のパブリックコメント結果及びそれを踏まえた計画修正案について、また答申書(素案)について、一括して質疑を行いたいと思いますので、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

委 員 やっぱり、これだけ住民のパブリックコメントが集まっているので、できる限り議論をしたいと思っているので、できる限り時間を確保していただきたい。時間が足りなくなったら、別に次回やってもよいわけですし、何か時間がないからもう議論未熟で答申を出しましょうみたいな流れってというのは、ちょっと納得はできないということだけ言わせていただいて、十分な審議をお願いしたいと思っています。

その上で、一番パブリックコメントが多かった合併の記述についてですね、(資料26)48ページ、7-1-②ですね。記述修正したというふうに、検討しますから情報収集や情報提供に努めますに変えましたという形にはなっていますが、やはり合併ということが町民の中でコンセンサスもない状況で、あえてここで書く必要があるのかっていう点がやはり多く出ていたかと思います。実際、この記述の中にあえてここで合併という言葉を出すっていうのが、やっぱり不自然だなというふうに思っています。総務省のホームページを見ましたが、2014年から2018年の合併件数っていうのが載っていましたが、この4年間、0件。総務省もホームページを見たら分かりますが進める気もない。もう2003年の確かにあの時期、合併特例債っていうのを出して、国的に財政を強力に用意して合併を推進して、平成の大合併っていうのがあり、それで市町村が3分の1近く合併したっていうのがありましたが、今となってはもう進める気がなくて、今何を進めようとしているかという、広域連合です。なので、何で広域連合が出てこなくて町村合併で出るのか。広域連合というのは、やっぱり一部事務組合よりもすごい権限を多くして、そこの議員を直接選挙でも選べるようにして、できるだけそうい

う広域連合によっていろんな一つの自体でできない課題については、解決していこうということをもう国としても流れとして出しているし、もう記述のページが全然違います。なので、ここで市町村合併とあえて出すのはおかしくて不自然で、ほとんどもう行われてないようなものを何で載せるのかと。今後10年の傾向としてこれから広域連合が進んでいくだろうと、近隣自治体と組んで、いろんな人と自治体でできにくい業務をやっていくっていうことが行われていくので、そこは広域連合に変えるのが適切ではないかというふうに思っています。ですので、市町村合併を広域連合に変えていただきたい。

委員 前回の総合計画では、広域行政の推進ということで、やはり広域行政の推進は小見出しになっています。だから、そういう面で言うと、広域行政ということを書くと。市町村合併じゃなくてというふうに思います。今回のパブリックコメントには、市町村合併についてかなりネガティブに、こういうふうを書くべきじゃないっていうのがかなりありましたが、第五次総計のアンケートでは、高槻と合併してほしいという意見もありました。かなりの件数があったので、それで、合併反対だという意見もあって、かなり町民の間でも意見が分かれるところで、我々のレベルでは、合併というのはここでどうこうというようなものではない気がします。パブリックコメントの中にもありましたけれども、合併自体は施策じゃないという文言が確かどなたかの意見にあったかと思いますが、あえてここで書くということは、私は今必然性があまり感じられない。前回確かに、第四次で書いていることは書いています。市町村合併については、定期的に情報収集や提供に努めると書いてはいますが、10年前と流れというものも変わってきていますので、やはり広域連合という委員の意見に、私も同意したいと思います。

委員 選択肢としては、市町村合併というのは書いてもよいと思いますし、結局、毎回選挙のたびに、市町村合併どうしますかともめるのが島本町なんですね。それを何かタブーのようにすることはないと思います。広域連合に変えてもよいし、市町村合併のままでもよいのではないのでしょうか。

委員 パブリックコメントの中では、確かに合併については否定的なご意見が多いですが、ここに出ない意見にしても、やっぱり昔からですね、合併等々のことは、やっぱり島本町という小さい町で、例えば高槻市のような大きなまちと同じように、住民が、住民サービスも暮らしていく条件も同じにできるならよいのですが、やはり財政面の問題とか、いろんな問題で格差が出てくるといったことは、住民の人もよく知っておられます。農林漁業についてもそうだし、いろんな生活の中で、やっぱりここはそういう選択肢もあるということで、この内容でよいのではないのでしょうか。

委員 2003年に3000世帯ぐらいですね、住民アンケートをして合併反対が圧倒的に多くて、島本も断念したっていうことがあります。町民からしたら、もうこの多くの声そのアンケートに寄せられて、それを何か上回るような話っていうのが今の状況でない状況で、なぜここで一回否定されたことをと思います。合併特例債で、財政的に優遇されていた中でも否決されて、今もう何のメリットもなく、むしろ合併に伴う費用が膨大に掛かるのに、税制優遇もなく、たぶん地方交付税の算入規定も悪くなりますよね、大きな町とくっついて。というところで、

何で広域連合とかで議会も作って、特定の事務について一緒にすることができるのに、何のメリットも提示されてないからこそ、この4年間1件も行われていないというのに、何であえてここに情報収集っていう形で書くのか。もっと有益で、国の方が推進しなさいっていうことを優先して書いた方が、これからも可能性があって、いろんな自治体と色々な業務について、ごみとか消防とかいろいろ挙げていましたけれども、そういうような可能性があるものを先に書くべきではないでしょうか。

委員

前回、確かに3000名の住民のアンケートがあったことは私も知っています。ただ、そのときの島本町の財政面とかいろいろな規模が今日とはかなり違っていると思います。あのときは高槻市との合併ということを視野に入れて、そういう調査をされたと思って、確かに否定されています。でも、全員じゃありませんでした。それ以後もいろんな合併について話があったりして、まちづくり条例ができています。そういう中で、10年前と今とは変わっているのではないかと思います。ただ、書いたからすぐ合併だということじゃありません。広域行政も確かに大事なことです。消防とかごみとか、水道とかですね。その辺は各地やっているのも大事なことだと思いますが、広域行政をやっているから合併というのを一切書かないとしないということもどうかな、と私は思います。合併と広域行政の差というのを、事務局の方で教えていただきたいと思います。

事務局

まず、広域連携という言葉については、原案の方にも書いており、様々な行政分野において近隣自治体との広域連携を推進するというところで、これがまず今、町として進めたいと思っています。広域連携の手法には様々ございまして、事務の委託であったり、一部事務組合であったり、広域連合という手法もございまして。広域連携を進めるための手法の一つとして、広域連合という制度があるということで、国が他の広域連携の手法を差し置いて、広域連合だけを進めなさいというようなことで進めておられるわけではないという理解をしています。実際、府内でも広域連合の現状の事例は、市町村が絡むものは2事例しかございませぬ。介護保険で1事例、後期高齢者医療で1事例。その他の連携の手法がたくさんある中で、これが主流なものではないと思っていますが、この手法を否定するものではなくございませぬ。

それから、市町村合併について、過去の第三次総合計画でも第四次総合計画でも、若干記載の仕方が違いますが、最終章の中で何らかの形で触れています。今回についても、この項目で、原案で触れさせていただいたところですが、いろいろなご意見があって、町としては直ちに市町村合併をこの総合計画に基づいて進めていくというような趣旨で書いているものではございませぬし、もしそのような誤解があるのであれば本意ではないということで、一部表現の修正をさせていただいたというのが今回の趣旨です。いずれにしても、全国の自治体にとって将来にわたって行政水準を落とさずにやっていこうという中で、様々に検討する中の一つの手法として、排除するべきものではないと考えておりますが、ご意見の中に様々あったように、それらの結論というのは、住民の皆さま自身で選択・判断していただくものであるということとは間違いないと考えておりますので、今回はこういう趣旨で書かせていただいています。

また、国の方が合併を積極的に進めているかということ、それはそうでもない理解はしています。ただ、昨年10月に内閣総理大臣の諮問機関で、市町村合併についての今後の対応方策に関する答申が出ておりまして、現在ある合併特例法を延長するべきであるというような答

申を出されて、また法改正もなされていくのかというような状況ですので、国の方でもこれを否定しているわけではないというのが現状であろうかと理解をいたしております。

委員 今回、パブリックコメントで多くの意見が出て、合併というのは、本質的にもう住民の投票とか合意なくできてしまいます。町と議会の同意があったら、もうそれでできてしまいます。多くの市町村で結構それだけでされたというのがあって、やはり住民の議論がないまま、今回このような市町村合併っていう言葉を検討していきますっていうことを書かれたということで、多くの住民の反発を招いています。ですので、これ本当に本質的には、住民意見などを聞いて、きちんとやらないといけないのに、そうされずに合併されたっていう例が多くありますので、こういう10年の長期計画の総合計画に、合併という言葉、現在そういう議論も成熟してない段階で不用意に書くべきではないと思います。それは、そういうふうに町が前向きにやっているとというような誤解を招きかねません。ここで書く必要も情報収集レベルの話をとるというふうに思います。これまで十分に検討されてなかった手法とかをここであえて書いたらよいのかなというふうに。ですので、圏域単位の行政とか広域連合など、十分に町で検討されていないような手法っていうのを情報収集しますっていうことなら分かりますが、一回アンケートで決着が付いたものを、なぜあえてここで書いて誤解を招くようなことをするのかっていう状況になっていると思います。

委員 今回、「市町村合併など、将来にわたって行政水準を維持するための手法について、情報収集や情報提供に努めます。」と文言も変わっていますし、市町村合併という単語は入っていますが、それも含めて、もちろん広域連合という言葉も入った方がよいと思いますが、情報収集や提供に努めるという文章の中の文言ですから、これで私はよいと思います。

委員 私は、また将来にわたって行政水準を維持するための手法についてうんぬんというふうに言っていて、圏域単位の行政や市町村合併というような手法については触れず、それについては、将来、行政や議会の意向と言いますか、そちらに委ねる方がよいのではないかと思います。あくまでも、情報収集や情報の提供に努めるということだけで、何をしたらよいとかというようなことは、これから先どういう状況が起こってくるか分かりませんし、今の段階では具体的なこういった言葉を避けた方がよいのではないのでしょうか。将来的に、町議会等で揉んでいただいて、あるいは行政も含めていろいろ検討された上でやればよいことで、基本的な計画としては、情報の収集と提供といったことで留めておいた方が無難ではなかろうかと思います。

委員 総合計画ですので、最上位の総合計画の中である程度、そういうものを書いておいて、実際に合併するとなれば、まちづくり基本条例というのがありまして、そこで住民全員に聞くとか何とかそういう規定があったかと思いますが、その辺があるとな、やっぱりこれは総合計画ですので、やっぱりここで今のままがよいのではないかと、私は思います。

事務局 少し補足させていただきます。先ほど、もともとのパブリックコメント時点の原案で、「合併を検討していく」旨を記載していたとおっしゃっていましたが、その部分については否定させていただきたいと思います。当初の原案は、「圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課

題として捉え、」ということで文言を入れておきまして、合併を推進していくという趣旨ではないということは、町の趣旨としてお伝えしておきたいと思います。

また、町や議会だけで勝手に決めていくということは当然ありませんが、10年前の第四次総合計画を策定する際も、合併の文言というのは議論の中で若干変遷をしておきまして、当初は「情報収集に努めます」だけでしたが、住民に情報提供をして、いろいろ判断材料を提供することも大事でしょうということで、第四次総合計画の中でも「情報収集とその提供に努めます」と書いています。その趣旨も踏まえて、今回の修正案では、情報収集と情報提供の両方を書いており、そういう趣旨であるということは補足しておきたいと思います。

委員 そのままでよいと思います。これは選択肢の一つとして捉えられているので、それでよいと思います。

委員 いろんな議論がありますが、市町村合併について進める、あるいは進めないという話ではなしに、このことについては相手のあることですし、島本町の現在の住民のいろいろなニーズに応えていこうと思えば、いろんなことを考えていかなければなりません。私自身の個人的な感想で言ったら、島本町なしというのはあり得ない話です。当然のこと。小さな町で、よいまちづくりを目指していくのは当然のスタンスです。ただ、いろんな議論については、広域連合も含めて、いろんな状況の中で、合併したいと言っても相手のある話ですので、どうやって近隣との連携を取っていくかというような課題もありますし、大胆にいろいろな情報を入れていただいて、検討材料にしていくというのが、審議会として必要ではないかというように、私自身は島本町を愛する気持ちで言いたいと思います。

委員 選択肢の一つとして、というふうに私は思っていますけれども、その理由としては、島本町に山林面積が非常に多いですけれども、これをもう少し広域的に見た場合、非常に少ないです。そうしますと、国から環境税というものが割り当てられるわけですけれども、それなんかの割当率からしますと、島本町のそういう森林面積と林業従事者とそれから人口というようなもので、そういうことが算定されます。その環境税で集まったお金を、みんな分配するわけです。そのときに、やはり島本町っていうのは、少ない金額しか割り当てられてこないわけです。それで森林を何とか保全するとか、何かいろんなことをやらないといけないというふうなことが起こってきています。

ですから、そういう意味で隣の高槻というのは、やっぱり市街地も多いですけれども、そして人口も多い。そして森林面積も多いですよ。そして森林というのは、島本町の森林の所有者で高槻の森林を持っておられる方もおられます。というように、線で引いた行政区を越えた存在でもあるわけです。そして森林の持つ環境に対するとか、負荷軽減みたいな機能なんかを考えますと、島本町だけで頑張っているとか、高槻市だけで頑張っているというふうな形ではなく、もう少し広域的に考えないと、そういったものは維持できないのではないかと考えるわけです。ただ、委員らが言われたように、広域連合とか何かそういう他の手法があれば、そういったことをやっていただいたらそれでよいとは思いますが、環境保全ということを捉えた場合、必ずしも島本町だけで小さくまとまっているのがよいというふうには言えないのではないかなということが考えられます。

事務局 先ほど、委員の発言の中で、まちづくり基本条例のことを紹介いただきましたが、ご意見のとおりでして、まちづくり基本条例の中に住民投票に関する規定がございまして、町はまちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意志を確認するために住民投票を行うことができるかとされています。そういった住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならないと明文規定がございまして、今の話題に出ております市町村合併のような極めて重大な、地方公共団体の存続に関わる極めて重大な問題です。こういった場合にこういう手続を取るとするのは、この条例に基づいて十分想定できることかと思えます。

委員 本当に、まちづくり基本条例にはよいことが書かれていますが、本当に残念なのがこの条例で、住民投票条例の規定を作っていないことです。今のこの条例でできないのです。なぜ住民投票ができるまで書かれていたのに、住民投票をする手続とか定めを書かなかったのかなと思います。

もう一つ、やはりこれを書いていると町の姿勢として前向きじゃないかというふうな誤解を招きます。今回のパブコメでもそう書かれているし、やはり今町民の中でちゃんと議論したり、住民投票とかで決めたりしないといけないこと、そういう手続も定められていないという状況の中で、町の姿勢とか総合計画の姿勢が疑念を抱かれては困るというのが、今回のパブリックコメントを見た感想です。あえて、ここに市町村合併という、いろんな手法があるにも関わらずここに載せるというのは、不自然だなと思います。ですので、あえて書くことによって、賛成だから町が載せたとか、そのような疑念が抱かれるということがあると思います。

会長 皆さん、いろいろと発言したいことがあるかと思いますが、皆さんに一回ご賛同を得たいと思います。原案について、賛成か、新しい案にするかという。

委員 第四次総合計画でも似たような表現があって、合併を推進するとかそういう文言に変わっているのであれば、意見が出るとは思います。同様の文言なので、この原案で私はよいと思います。

委員 市町村合併についてはですね、やはり議論することが大事だと思います。するのよし、しないのよしですね。いろんな選択肢があります。例えば、広域行政でもですね、例えば協議会、共同設置、事務委託、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団ですね。あと最近よく出てきたのが連携中枢都市圏構想というのが、最近新しく出てきてまして。いずれにしても、いろんな広域的な手法があるわけで、それぞれにメリットとデメリットがあります。なので、その議論をするということ、ここに残しておくのが大事だと思います。それを決めるのは、当然町民の方々なので、議論するということが必要だと思います。

委員 今、委員がおっしゃっていただいたように、いろんな手法がある。その中で一つだけ市町村合併という言葉がここに出てくると、かなりインパクトが強いんですね。特に従来の島本町で、話題になりがちな高槻との合併であるというイメージが、どうしても頭の中にみんな浮かんでしまいます。これを読まれた方もそう思うってしまうことを考えると、今は広域行政というこ

とに関して、様々なやり方があるので、その辺の言葉に置き換えた方が、合併という言葉はインパクトが強過ぎるのかなと思います。

委員 広域連合と市町村合併を並立という話もありましたが、これは手法の一つですので、両方あってもよいし、原案でもよいということで、削る必要はないと思います。町の姿勢と誤解されるというふうな発言もありましたが、前回もあって、それがもう町の考えだというふうにする人はあまりいない、そういう誤解もないと思いますので、手法の一つとして載せることは可と思います。

会長 皆さん、ご意見をいただきました。ということで、事務局案に賛成するか、あるいはそれ以外でいくかということになります。皆さんご判断をお願いいたします。

委員 いろんな手法を全部羅列すると、インパクトは薄らぐと思います。実際、圏域については、これは手法じゃなくて、構想みたいな感じですよ。だから、実際手法として一個になっているわけですよ、制度としては。だから制度を羅列するというのなら分かります。修正案として、もし載せるなら。それか全部削ってコンパクトにするか、どちらかの修正案についても合わせてやってほしいなというふうに思います。

会長 ということで、まず、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

会長 代案でいきたいという方は挙手をお願いします。

(挙手)

会長 賛成多数で原案でいくということになりました。

(10分程度休憩)

会長 皆さんでご意見ありましたらどうぞ。

委員 若い人がこの島本町に住みたくなるっていうふうな、一番最初の、もうちょっとこの計画に入る前のところに書くべきものかもしれませんが、何かそういったことで具体的に何かそういう方策が打ち出せたらどうかと思います。

何か自然環境保全なんかのところだったら、そういうことで何か具体的なことが書けるのかなとは思っています。若い人が何か住みたくなくなっていく町でありたいというふうなところでね、何かその文言等があればよいと思います。

委員 パブリックコメントで多かった意見が(資料26計画修正案の)13ページ、2-2の意見

が多かったと思いますが、これ（資料25）だと4ページですかね、パブリックコメント結果の4、5、6ページ。3ページにわたって、2-2について意見が出ています。まず、高さ制限についてですけれども、「見直しなどを検討します」と書いていますが、やっぱりここをきちんと明確に書いてほしいという意見が結構出ていたと思います。実際、町長も町議会の議員も議場での発言で、今後は町の計画に沿って導入していったらよいというような力強い言葉も言ってましたし、検討っていう弱い文言ではなく、「導入を行います」とかでよいのではないかと思います。

「検討します」とかいう弱い表現だと、また景観条例とか景観計画も第四次総合計画に書かれたけども結局流されたっていうものがありましたので、町民の中でちゃんときちんとやってくれるのかっていうのを見ていると、「導入を行います」という強い宣言に変えていただきたいなというふうに思います。

委員 これは総合計画ですから、具体的にこれをこうします、というのはいかがなものかと常に私は思っています。方向性として、いろんなことを書いておく。その中で選択をしてもらうということが大事なことで、特にこの問題は議会でも否決されたという背景もあるし、その理由として私有財産権の問題が言われていました。確かにそれもあります。やっぱりこれはなかなか、そう簡単に書けるものではないというのが私の意見です。

委員 直接請求の条例案が否決されたっていうのは事実ですけども、会議ではやはり高さ制限というのは、何らかの必要性があるというのは大勢の意見であったことは確かですし、町長もそういうことをオフィシャルにおっしゃっていますので、例えば、「推進します」というような、もう一段の積極的な表現にするのがよいと思います。

委員 こういう都市計画とか容積率とか高さとかいうのは、経済の発展にもものすごく関連してきます。東京駅前があれだけきれいに整備できたのも、容積率の譲渡というか、そういった手法を使ってやっているわけです。ですから、できるだけそういったことに関しては規制を緩和してほしいと思います。ある程度そういった規制を緩和することによって経済の活性化につながるわけですから、高さの制限であるとかそういったことは少なくしてほしいということで検討していただいて、その後どうするかということで、このままでよいと思います。

委員 総合計画というのは、審議会の最初の方からずっと言われているのが、とにかく可能性があると云いますか、ここに書くということが非常に重要で、それを取りこぼさないようにするというようなことでした。とはいうものの、それは必ずしもそうじゃなくて、やはり「検討します」というのは行政に対する何かフリーハンドみたいな感じがします。つまり、前回10年前は景観条例については書かれていましたが、結局それは他に回りませんでした。議会においても行政においても。やはり書くだけだったら、結局書いている中からどれを選んだというフリーハンド的になってしまいますから、「検討します」というのは本当に検討になりますので、やはり最初の主張と一緒にですけども、「推進します」と言う方が私はこの間の議会の議論も町長の発言も全て総合した上で、そこはオフィシャルに理解できるのではないかなと思います。

会長 ということ、今、原案に対して、弱過ぎるので、「行います」、あるいは「推進します」と。この二つの意見や、あるいはもう現状でよいという、それ以外のご意見は、皆さん、よろしいですか。

委員 「推進します」でもよいと思いますが、現状でよいのではないかっていう言い方をしているのは、高さ制限の必要性っていうのは、一切認めないという立場ではないですよね。今、現に島本町も用途地域であります。なので、少なくとも見直しも反対だっていう話ではないので、見直しを推進するっていう言葉もそんなに躊躇されるものなのかなと思います。

委員 結局、老朽化したマンションを建て直して、スムーズにリノベーションしていくっていう場合に、高さ制限とかいろんな規制があるとできなくなる。既存の老朽化しているマンションをそのままにしておいてよいのかと、建て直さなきゃいけないというときに、高くして、現入居者には無償で入ってもらおうというようなやり方が行われているでしょう。そういったときに差し障りがあったらいけないから、もう将来検討してもらって、そのときそのときに判断してもらったらよいということです。あまり積極的に高さ制限というのは、やってほしくないというのが私の気持ちです。

事務局 町としてはですね、基本的には今、進めつつあるということで、令和2年度の予算で都市計画マスタープランの見直し、また景観計画策定の一部の費用を計上して、今審議中ですけども、このパブリックコメントの回答に書いていますように、その高さ制限についても今後着手していく、来年度から着手する都市計画マスタープランの改訂及び景観計画の策定、この議論の中で作業を行っていくということで、当然見直しの検討を進めていくという方向性はもう既に動きつつあるということは申し上げておきます。

ただ、こちらの表現の議論についてはですね、様々な委員の中でも議論がある中で、見直しといってもどの範囲とか、どのレベルかという部分もありますし、それは今後議論するべきであろうということで、慎重に判断するという部分も出てきます。その部分で見直し自体の方向性は町として進めていますけれども、現状そういう表現にさせていただいているものです。ご意見等を聞かせていただいて、例えば、「見直しを進めます」、「見直しに向けた取組を進めます」とか、そうした表現に修正をと考えております。

委員 「見直しの検討を進めていきます」とか、「見直しの検討を推進します」とかであればよいのですが、「見直しを検討する」って何を検討するのかというふうに、この日本語自体がちょっと成り立たない日本語じゃないのかなと思いました。

事務局 いろいろな修正案がございますけども、もう一回整理します。町としての今の提案としては、「建築物の高さ制限の見直しなどに向けた取組を進めます。」という形で、「検討」はこの場合入らないわけですけども、「取組を進めます。」という形で入れさせていただけたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

会 長 修正案が出ましたが、これはどうですか。

委 員 この「見直しなど」の「など」っていうのは、具体的にどういうことを想定されているか教えてください。

事務局 これは、もともと全体の都市空間の形成を推進というのは、今まで都市計画等に基づいて実施している取組で、新たな取組として、今後10年で取り組むであろうという取組の例示表現として、立地適正化計画、また建築物の高さ制限見直しを挙げていますが、当然それ以外にも、都市計画の新たな制度見直しなどを進める可能性があることから「など」を加えたものでして、今具体的に何かということは申し上げられません。

会 長 よろしいでしょうか。原案が修正されまして、「見直しに向けた取組を進めます。」という修正案が出ましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 他にお伺いします。

委 員 パブリックコメントの資料を見ると「ご意見」というのと「町の考え方」というのがありますが、町の考え方で「ご意見」に対してまっすぐに答えてないところがあって、(資料25)12ページの65番、下から3段目です。これに対応するのが(資料26)計画の44ページ、参考指標の2つ目のところです。「町文化財指定件数」の指定件数、現状7件で、めざす方向性が「増加」とありますが、それを見る専門の職員が足りない現状なのに、指定の件数だけ増加をめざしてもだめではないかという話をしました。パブコメの方にも意見65で、「学芸員(正規職員)の増員を加えること」と書いてあります。しかし、これに対する回答が、「7-1-⑤において総括的に記載しております。」とありますが、こっちは人材育成とかそういうことを書いてあります。パブコメで言っていることは、人員を確保してほしいと言っているのに、これに対する回答は「職員研修や人事評価制度などを活用して人材の育成」とあり、役場の方で専門の職員の研修を受けてもらったり、役場で専門の職員を育成したりするということは、されてないのではないかなと思います。これはまっすぐ答えていることにはならないので、答え方を検討していただきたいです。

事務局 ご意見ありがとうございます。学芸員を正規職員で増員するということを総合計画に明示することについては、現実的に難しいと思います。「町の考え方」の趣旨は、ご指摘いただいた箇所というよりは、その下の(資料26)48ページの⑤の二つ目の項目の中に、必要な人材を確保しながら職種などに応じた定員管理に努めるというような趣旨のことを書いております。

この辺の表記は、以前の審議会の中で専門職の確保についてご意見があつて、それを踏まえて専門職といっても様々な職種があることから、学芸員、土木職、消防職、保育士、いろいろある中で、そういったものも総括的に職種、専門性などに応じた形で、できる限りは人材確保をしていく必要があるという趣旨で書いております。確かに、ご意見で増員しなさいと言われて

て、「します」とか「しません」というお答えはここでしにくいので、こういうような書き方になっておりますが、趣旨としてはそういうことでございます。

委員 私が言いたいのは、専門職員の確保をしてください、増員してくださいって言うのに、それに対する返事が組織の中で人員を育成しますっていうところを参考として挙げているのがおかしいのではないかとということです。その中には包括されていないので、これに対して返事したいのであれば、先ほどおっしゃっていただいたとおり、48ページの⑤番の「必要な人材を確保しながら」という箇所を、参考として書いた方がまっすぐな答えになると思います。

事務局 ご指摘ありがとうございます。資料25の意見65の回答ということで、確かに町のスタンスはこちらの7章に載っているということですが、文言を追加させていただきたいと思っております。

会長 他にどうぞ。

委員 2-2でもう一つ議論したかったですけれども、(資料26の)13ページですね。これはパブリックコメント意見では(資料25の)4、5、6ページの部分ですが、JR島本駅西地区土地区画整理事業です。これに対して、推進します、まちづくりを推進しますって書かれていますが、パブリックコメントの意見でも、住民の意見が十分に反映されてこなかったということを述べている意見が多数出ています。実際、2年前の住民意見募集が144件集まったり、去年の1月の説明会も延べ数百人が集まって、いろんな意見が述べられました。この2016年の事業提案書以来、実際計画は1ミリも変更されていません。それに対して、去年の7月の都市計画審議会は、昼前にもかかわらず140人以上の住民が傍聴に来るといような状況もあります。ですから、島本町にとって大きな住民の関心事だし、住民意見の反映がなされていない状況で、更にまちづくりを推進しますみたいな書き方がされているということに対して、パブリックコメントとしてすごい不審感があるのかなというふうに、読ませていただきました。

「住民意見を反映するよう取り組みます」といような言葉に変えないといけない。何を推進するのでしょうか。この時点で、住民意見の反映以外、町として推進することは逆に浮かばないです。なぜなら、主体は組合ということで、町は主体ではありません。ですから、この表現っていうのはおかしいのではないかなというふうに思います。

委員 今のここに書いているのは、まちの玄関口にふさわしい良好な市街地が形成されるように推進するということを書いてあるわけですから、それでよいと思います。

事務局 区画整理事業については、組合が推進するものですが、町も今まで区画整理事業に当たって、様々な支援を行ってまいりましたし、ここのパブリックコメントの回答にも書いてありますように、今までは都市計画市議会や都市計画手続などを経て、様々な議論しながら計画の手続を進めてきました。

今後の実行段階に当たっては、パブリックコメントの回答にも書いておりますように、景観

等に関する議論について、今度新しく立ち上がるこのJR島本駅西地区まちづくり委員会において更に検討されます。町としてもご意見等については、組合等に伝えて協議を行いますし、町としても行ってほしいことについて、組合と協議を行っていきます。また、先ほどの建築物の高さ制限の見直し検討や、今後の都市計画マスタープラン、計画の策定等の取組等を含めて、まちの玄関口の良好な市街地になるようにまちづくりを推進するという意味での記載でございます。

委員 まちづくり委員会というのは、住民にとって何がよいかということを経験して、要望を伝えるということですね。認可が下りてしまえば、法的に町に何の権限もないので、要望を伝えるしかできません。町のこれからの仕事としては、住民の意見が反映されるように取り組むということですので、表現がおかしいんです。

もう一点ですね、高さ制限などを導入して玄関口のまちづくりってというのは、実際問題としてもう地区計画が決まっています、町の検討も4年以上かかるというのが議会答弁されています。実際、この土地区画整理事業の計画を見ていると、4年の間に全部市街化が終わり、建物が建ってしまうので、今後の高さ制限の検討がここのまちづくりに反映される可能性がありません。なので、今やれることは、住民の意見が反映されるよう取り組むということが町の今の仕事です。なので、それに基づいて適切な文言に変えるべきだと思います。

委員 JR島本駅西地区整理事業について、具体的に走っています。もう準備組合から今度は正組合になって、もう具体的に実施です。だから、この総合計画にこれを載せるというのは、もう遅いと思います。

総合計画の中で、島本駅西地区に限定するという必要ではないでしょうか。全体に表す文書の方がよいのではないかなと思います。

委員 心当たりがあるのは、乱開発です。町内でいろんな田畑が宅地化されて、それぞれの地権者でそういったことがないように、整然としたまちづくりをするということであれば分かります。

委員 (資料26) 2-2の12ページを見ますと、「現状と課題」があります。一番最初の段落ですが、「土地区画整理事業による新たなまちづくりが進められる予定です。」とあります。進める予定の主語は組合です。ですので、次の13ページの①「計画的な土地利用の推進」の2番目の黒丸は、推進するというのは、これあくまで島本町が推進するということですね。行政及び島本町の住民が主体的に関わってくるので。今となつては、島本駅西地区まちづくり委員会において、どういうふうにしたらよいかというのを話し合いというフェーズにですね、もう実際になっているので。この限定的に「島本駅西地区においては」って書いているのだから、ここはもっと具体的に島本駅西地区まちづくり委員会において、まちづくりに対して住民意見を反映しますとか、そういう文言にしたらどうかなと思います。別の委員が言われていた町内全域のどうのこうのという話は、黒丸の1番で「総合的かつ計画的な都市空間の形成を推進する」というところにもう入っていると思うので、それはそれで表わしているんじゃないかと。

委員 JR島本駅西地区については、土地区画整理事業が進められますから、町としてはもう何も

言えません。いろんなまちづくり委員会の議論も踏まえながら、行政が一定のリーダーシップを発揮していくのは当たり前ですので、そのままよいと思います。

事務局 いろいろな観点からご意見をいただいております、住民意見という部分もそのとおりですし、都市計画決定については、もう議論することではないというような趣旨もそうだと思いますが、町として本案件については、引き続き事業への支援を行うということと、景観形成や緑化推進等についての協議というようなことを進めるということも含めて、まちづくりを推進するという総括的な表現にしております。ですので、JR島本駅西地区に関する表現をここから削ってしまっというのも、どうなのかと思っており、できるならばこの表現で、というように思っております。

委員 いろんな意見、すごい大量の意見が出ているにもかかわらず、十分に住民意見が都市計画決定に対して反映されてきませんでした。結局、今回のパブリックコメントでもこれだけの疑義の意見が出て、「推進」と書かれています、2016年から計画変更が一切なかったわけです。町民にパブリックコメントとか意見募集は集めましたけども、それについて反映しましたという地点が全然ないわけです。それに対して、まずいということでもまちづくり委員会を作ることになっているときに、推進しますと。これまでの推進姿勢が、やはり町民にとって疑義があるときにこの表現は、やっぱりまずいのではないのでしょうか。住民意見を反映するよう取り組むような姿勢を、打ち出さないといけないところだと思います。

もう町がやれることってというのは、住民意見などを要望していくことしか実際の権限上ない状況です。そこで「推進します。」って、何を推進するんですかっていうことになってしまう。今後、まちづくり委員会で住民意見を反映するよう最大限取り組むというのを議会でもさんざん、町長も言っていますし、それを書いてもらわないとやっぱり町民が納得しません。

10年間ですので、いろんなフェーズがあると思います。まちづくり委員会でも、要望は、していくと言っているわけです。ですから、「住民意見を反映するよう取り組みます。」でよいのではないのでしょうか。

委員 原案支持。

会長 原案支持という言葉もあります。どうでしょうか。2回目ですが、皆さん、原案でいくということ賛成の方。

(挙手)

会長 反対の方。

(挙手)

会長 賛成多数で、原案でいくということに決まりました。

委員 (資料25) パブリックコメントの11ページのところで、「学校教育」です。④番、⑦番の方が提出ということで、40名学級が40名を超えるのがあるというふうに指摘されている方とか、少人数でやっていきましょうというのは昔から言われていることです。それに対応するのが5-2-①ということで、ここにしっかりと書かれているので原案のとおりでよいと思いますが、このパブリックコメントの「町の考え方」のところに、意見57の項目分類が「現状と課題」の項目というのは、「現状と課題」にこういうことを書かれてないと思うので、(分類は)5-2-①が正しいかと思います。

それから、何か「町の考え方」が「6年生は40人以下とするよう」っていうふうに書かれていますが、義務教育段階は40名以下となるよう、姿勢を示すことになると思うので、「40名以下となるよう町として最優先事項として子どもの教育環境の整備に努めます」とか、それぐらい迫力のある書きようにしていただきたいと思います。

事務局 まず、意見57の項目が「現状と課題」ではないのではないかという点について、もう一度確認し、修正いたします。

この6年生の40人以下という記述ですが、中学校への進学を控えている6年生については、補助教員を配置し、40人以下となるようにという町独自の取組を行っています。表現が分かりにくいようでしたら、回答については見直します。

委員 少人数学級については町も必要性を認めていて、取組を進めようとしているわけですよね。それをきちんと書いて、取り組んでいくっていう姿勢は、ここに書いてもよいのではないのでしょうか。「少人数学級の実現に向けて取組を行います」というふうに総合計画で載せていただきたいなということも、パブリックコメントで複数の方から少人数学級については意見も出ていますし、町もそれを否定していないので、載せることに矛盾がないのではないかと考えていますがどうでしょうか。

会長 本文を変えるということですか。

委員 本文に入れたらよいのですが、(資料26)39ページの5-2-①「教育環境の充実」のところに、「少人数学級の実現に向けて取組を行います」という表現を入れたらよいのではないかなという意見です。それは別に町の独自施策にとらわれず、その姿勢は載せてよいのではないのでしょうか。町独自だけでなく、どうかしないというあらゆる回路を使ってやっていくという姿勢を、子どもたちのためにも示してほしいです。

事務局 このパブリックコメントの回答にも書いておりますように、国・府の施策以外にやっていこうと思えば、町が財源を確保しないといけません。6年生については今も町施策でやっています。財源が必要な部分について島本町だけでなく、町村長会を通じて町村全体として、国・大阪府に要望しております。

今、提案がありました(資料26)計画書の39ページのところに新たにその文言を入れるかどうかというのは、皆さんで議論いただいて、入れるべきだということであれば、追加をさせていただきたいと思います。

委員 学級定数については、日本が他の国に比べて圧倒的に多いです。日本でもかつて、大阪の同和対策事業で35人学級を試したことが過去にあります。できるだけ、国・府の方に学級定数の引き下げを求めていくのは当然にしても、その中でもとりわけ進路選択期の子どもたちに35人学級を町単費でやっていきたいという姿勢は評価はできますが、文章に書くには細か過ぎる内容という感じがします。

委員 「少人数学級に取り組みます」ぐらいで、そんな細かいこと書かなくてもよいのではないのでしょうか。簡潔に。

委員 私は、このままでよいとは思いますが、書いていただけるならば書いていただいた方がありがたいと思います。

委員 学校協議会でも毎年のように多過ぎるから何とかならないのというような要望をずっと出しており、町とも認識はずっと共有されていると思います。ただ、それでもなかなか一朝一夕にうまくいかないみたいです。そこは、このパブリックコメントを見ていると、5-2「学校教育」のところには何か現役の保護者の方がもうちょっと書いてほしかったと思いますが、声としてはあると思います。それであれば、総合計画の中に簡潔に「少人数学級に取り組む」とか、「推進する」とか、「検討する」とか、そういったことを書いた方がよいと思います。

委員 学級の人数を見るときに支援学級の人数を抜いてカウントしますが、実際には支援学級の人数を含めて授業をすることは多くあるので、46、7人になると過密になってしまうし、先生の目が行き届かないということもあります。先生一人で見るといってというのは大変なことですし、支援学級の子どもに対して先生が一对一で付いているわけではないので、やっぱり子どもの安全のためにも支援学級のこどもも含めて40人以内にしてほしいというのが切な願いです。「町の考え方」として、そういうふうに取り組んでいくということであれば、総合計画でも記載していただいてもよいのではないかなと思います。

会長 休憩に入ります。

(10分程度休憩)

会長 先ほどの議論の、新しいことを入れたらどうかということで、事務局が考えてくれましたのでお願いします。

事務局 町独自策を一気に拡充する等というのは、財政の面も、人の確保の面も含めて、正直できないところがあります。実際に今進めている取組を続けながら、国・府への要望が中心になってきますので、その部分をご理解いただいた上で表現するといたしましたら、5-2-①「教育環境の充実」の項目の中の一番下のインデント、「教職員をはじめ、学校教育を担う人材の確保に取り組みます。」という表現を一部用いて、「学校教育を担う人材の確保に取り組み、教

育環境の充実に努めます」という形でいかがでしょうか。

会 長 よろしいでしょうか。

委 員 はい。

委 員 パブリックコメント全体を見せていただいて、とても勉強になりました。まず、LGBTの要望について先に説明がありまして、これも本当に知らないことがいっぱいありましたし、LGBTの中でT、トランスジェンダーの方の立場というのも大変勉強になりました。文言については、「性的マイノリティ」という文言は高槻市が使用しているということでした。男女共同参画計画と人権施策基本方針と人権施策推進計画で「性的マイノリティ」という用語を使っています。一方、「セクシャルマイノリティ」という用語は、茨木市の人権施策推進基本方針と第二次茨木市人権施策推進計画で使用されています。ですから、「性的マイノリティ」という言葉それだけで統一してもよいのですが、一方で「性的」という言葉を使われたくないという方もおられることも認識しておきたいと思います。

会 長 今、（資料26の）4ページのところです。

委 員 はい。「性的マイノリティ」という言葉だけに統一することによって、「LGBT」という言葉を消すことになるので、その点でもデメリットはあります。つまり、「LGBT」という単語で検索する当事者の人からすると、ここにたどり着くチャンスはなくなります。キーワードをなくすということは、検索して文書にたどり着くチャンスを逃すことにもなります。それを踏まえた上で消してよいのでしょうか。

会 長 ここについては、以前からいろいろ議論をして、今の原案が出てきたかと思いますが。

委 員 私たちが議論するときも「LGBT」って言葉を普通に使ってきましたし、かなり市民権を得ている言葉ではあるので、それを消してしまってよいのかということです。大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度、こちらの紹介文書には「LGBT」という言葉を使っていますので、特に問題があるという認識は大阪府ではないのかなと思います。本当に「LGBT」という文字を消してしまってよいのでしょうか。それから、「性的」って言葉を人の存在の代名詞として使ってよいのでしょうか。例えば、私たちのマジョリティのことを性的マジョリティとか、性的多数なんて言いませんよね。

委 員 検索性の問題というのを、新たに考えないといけないと思いました。私もパブリックコメントの意見4をかなり興味深く読ませていただきました。用語解説のところ「LGBT」について何かコメントを入れる等すれば、検索にも引っかかって、その方はその部分を読まれるのではないのでしょうか。私も「LGBT」がすごく市民権も持ちつつあると思いながら、この会議でも使っていましたが、この意見4の方の意見もなるほどという部分もあります。どこかに注釈的な部分が残ればよいのかなと思います。

事務局 もともとの表現は「LGBTなど性的マイノリティ」という形で、逆に二つの表現が一部かぶり合う形で出ておりましたが、「性的マイノリティ」の方が認識としては幅広い範囲ということで整理させてもらいました。ただ、検索性の問題とか、「性的マイノリティ」の中に「LGBT」が含まれるのかという説明の話になりますと、用語解説、今後「性的マイノリティ」の解説の中で、「LGBT」なども含まれているということを説明で明示していければ、対応できるものと考えています。

会長 それでよろしいですか。ありがとうございます。

委員 (資料25) パブリックコメントの11ページ、6-1-②「都市農業・林業の振興」に関して、一人の方が「ファミリー農園のみならず、『市民体験農園・農福連携農園』を加えること」というふうに書かれています。例えば農福連携農園なんかになると、福祉の方との関連みたいな視点になると思いますが、そこで農業を利用できないか。そうすると学校教育のところでもこれができたりもする可能性も出てきますけれども、ここで一括して「にぎわいのあるまちづくり」の6-1-②で「都市農業・林業の振興」というところにくっつけてしまってもよいのでしょうか。

事務局 町の見解としましては、この6-1-②に、農と触れ合う機会というものの例示としてファミリー農園を書いていますけれども、他にも農と触れ合う機会というのはございます。ただ、取組は進んでおりませんが、国が推奨している農福連携等も含めた今後の可能性の話としては、6-1-②の「農と触れ合う機会」の中で包含しており、それぞれ教育等の別の項目でうたう必要はないと考えております。

委員 分かりました。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 (資料26) 16ページの2-4(上下水道)です。パブリックコメントで多かったのは、地下水ということが島本のおいしい水道水を支えていて、水道水についてはやっぱり総合計画のアンケートでも、おいしい水を島本の魅力として多くの人がアンケートに答えており、「地下水」ということを明確に入れてほしいという意見が多くありました。修正意見としては、16ページの「めざすまちの姿」に、「地下水を主要水源とする、安全でおいしい水道水が安定して供給されるとともに」ということで、最初に「地下水を主要水源とする」という言葉を入れていただきたいと思います。

事務局 町の見解としては、もともと「めざすまちの姿」に記載している「安全でおいしい水道水」というのは、9割を地下水として、9対1で安定して給水を行っているという状況で、今後も堅持していくということは常に示しております。安全でおいしい水道水というものの中では、9割の地下水をベースとした水道水ということで、一貫してパブコメの回答には示しており、

「めざすまちの姿」の部分では総括的な記載としているところです。

委員 地下水に関しては、パブリックコメントでも、地下水について触れてほしいということが出ており、「町の考え方」も非常にはっきりしているのです。私も「地下水」というワードをこの「めざすまちの姿」に入れるのは特に何の問題もないと思います。むしろパブリックコメントの回答と整合性があるという意味で、入れた方がよいと思います。

委員 もともとおいしい水というのは分かっていたし、島本町の誇りの水源でした。いつかの時点で10パーセントの府営水道を導入せざるを得なくなって、現在に至っています。理想論としては島本のおいしい水を飲むということが基本ですが、文章表記としては、現時点では原案かなと思います。

委員 地下水に関しては、(資料26)17ページの2-4-①で今回表現を変更して、「自己水源」という言葉も入っているので、さっき言われたような表現に変える手もありますが、別にこの原案でよいかなと私は思います。

事務局 2-4-①に今回加えさせてもらった部分ですけども、ここに、安全でおいしい水道水とは何かっていうのを、分かりやすいように追加挿入したところですけども、ここで、「自己水源の安定確保を図るとともに、災害時等に備えて複数水源の確保」という形で記載しています。安全でおいしい水の解説的なことは、ここに記載しているというスタンスです。

委員 実際10パーセントを導入するときも、大きな問題になって住民の半分以上の直接請求署名が集まりました。10パーセントでもすごい反対があった状態で、町としても主要水源として維持していくっていう姿勢を示していて、やっぱり今後10年の姿勢としても、主要水源にしていくって姿勢を示してほしいという町民の思いとして、これだけパブリックコメントに地下水について書かれています。確かに、次のページで「自己水源」と書かれています。が、「めざすまちの姿」に地下水を押し出して、島本のまちづくりとして、誇りとして書いてよいのではないかなと思います。ここを押し出しているという姿勢が発信できるのではないかなと思います。2-4のところは、一番分かりやすい表現だと思います。

委員 ここの中に地下水っていう言葉が出てきていません。自己水源という言葉だけでまとめられているので、地下水っていう言葉は入れていただきたいなと思います。

委員 島本の住民が読めばよく分かりますが、町外の人がこのところを見て、島本の水道の状況、9割が地下水ということが分かりにくいと思いますので、「地下水を水源」という文言は意味があると思います。

事務局 2-4-①、17ページにおきまして自己水源という部分は、確かに分かりにくい部分もございまして、例えば①に、「自己水源(地下水)」とか、あるいは「地下水による自己水源」と修正するのは、いかがでしょうか。

委員 水と緑の町ですから、めざすまちに書いてほしいです。

会長 皆さんのご意見がそういう方向のようですので、「めざすまちの姿」に「地下水」という表現を入れるということで、こちらにお任せ願えるでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 分かりました。表現につきましては、調整させていただきますが、地下水という表現を「めざすまちの姿」の中に入れさせていただきます。

委員 (資料25)パブリックコメントの意見13で、「交流・多文化共生」のところの意見の下から4行目のところ。「通訳・翻訳など専門性を要するものについては」「プロによるボランティア活動が求められている」と書いてあります。特に「特に人権擁護などに係るものは、片言の外国語で行われ」ないように書いてありますが、これに対する回答が、「日本語教室、日本語指導などについて」の返事しかありません。人権に関わるとか、例えば医療の現場であったら医療通訳というボランティアもやっぱり必要になってきますし、介護を受けようと思ったら介護保険の申請とか、そういうときにも専門的な通訳が必要になると思います。それから手話の通訳も必要になります。それに対する回答は、日本語教室とか日本語指導ではないので、ここを丁寧に書き加えていただきたい。

事務局 町で今、取り組んでいることを含めて、今後必要な支援に努めていきますということを記載しておりますが、漏れがあるという指摘ですので、検討させていただきます。

委員 高齢者について、(資料25)パブリックコメント(意見50)で、「参考指標」で要支援・要介護認定者を受けている人の割合の減少っていうのを望ましくないという意見がありました。参考にするのはよいですが、捕捉率という問題もあって、捕捉できない人を捕捉しちゃうと上がってしまいます。例えば生活保護もそうですし、児童発達支援事業の利用児童数とか一般就労への移行者数とか増加と書いていますが、必要な施策というのはどんどん捕捉していかなければならない施策を、減少と無理やり入れてしまうのは問題で、減少っていうのを削除していただきたい。参考指標にして比較するのはよいですが、めざすべき方向は、なかなか難しいのではないのでしょうか。要するに、要介護認定とか要支援の認定を受けられない人が増えてしまうのは、それをきちんと確保するというのと、実際に予防的な取組みをして、介護とか支援が必要でない状況を作っていくという両方の取組を進めていくことが必要だと思います。一概に減少と書けないというふうに思います。「減少」を削除して、参考指標程度に17パーセントということだけ残したらよいのではないのでしょうか。

事務局 認定を抑制しようとか、申請を抑制しようとか、サービスを抑制しようという趣旨では全くないということは分かっていたらと思います。当然、総合計画に記載している「健康寿命の延伸」や、介護予防を推進した結果としての「減少」という趣旨でございます。

委員 矢印は、必要でしょうか。立場は分かりますが、無理して矢印を書くと、そういうような誤解も招きかねません。矢印は要らないのではないのでしょうか。

事務局 「参考指標」に掲載するということは、上か、下か、横かの「めざす方向性」をセットで書くということです。審議会の方で二つあるうちの一つの指標は削除するということで判断されるようでしたら、そのようにさせていただきます。

会長 どうでしょうか。原案どおりでいくか、あるいは削除するか。

委員 他市の総合計画を見ましたけど、ここに利用者数を参考指標で出しているのって見たことなく、こういう項目で出している認知症サポーターも講習の参加者数等で書かれています。介護認定数を出すというのは誤解を招くし、多くの方が悪いように捉えると思います。

委員 町の言うことはよく分かるし、パブコメの回答を見て理解しましたが、やっぱりこういうふうに誤解はあると思いますので、私も削除した方がよいと思います。

会長 賛否を問います。

(挙手)

委員 介護予防の充実っていうところと参考指標のこの欄がリンクできるように、何かマークを付けることはできないでしょうか。この上の項目とリンクできるような表現の仕方を考えていただけたら、私はあえて削除しなくてもよいのではないかなと思います。

会長 採決取れました。ということで、原案どおりとなりました。ありがとうございます。

委員 (資料26) 43ページ(6-2 歴史・文化)です。ここの記述が、「現状と課題」にしても、あまりに記述が少なすぎると思います。というのは、歴史も文化も個別計画がありません。ここで書くしかありません。他の個別計画で対応しているところは、詳しく書かないということですが、歴史・文化の基本計画がない状態で、こんなにさらっとしてよいのかという意見が多く出ています。具体的には、国宝に関しては後鳥羽上皇関係の国宝が二つあり、水無瀬離宮関係の文化財というのがいっぱいあるっていう状況で、水無瀬離宮や後鳥羽上皇に関する記述がないところ、何もメッセージ性がない総合計画になってしまっていると思います。「現状と課題」のところをしっかり記述し、そういう姿勢を示す必要があるのではないのでしょうか。重要文化財の水無瀬離宮や後鳥羽上皇関係の、5点中4点がそうですね。国宝も後鳥羽上皇関係が二つですね。なので、しっかりそういう文化財を保存していくというのを具体的な事例を踏まえて、「現状と課題」に書いていただきたいなというふうに思います。

事務局 国、府、町の指定文化財の一覧を巻末資料に掲載する予定です。第四次総合計画においては、

本編の中に文化財一覧を掲載しておりましたので、本編の方にも空きスペースがあればそこに載せることもできます。予定している文化財一覧をこの6-2に載せるということは、第四次総合計画のように十分可能かなというふうに考えております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 基本構想でも言いましたが、具体的に書いては駄目なのですか、水無瀬神宮や後鳥羽上皇関係の。ほとんど国宝が二つでしょう。重要文化財5個中4個でしょう。後鳥羽上皇をとというのも、2020年の大河ドラマで取り上げられるということを踏まえて、ちゃんと記述してほしいというのが書かれています。なぜそこがスルーされているのでしょうか。なぜ具体的なことを書こうとしないのか、かなり疑問に残っています。

事務局 文化財一覧については、国・府・町のすべてを足すと30点になります。1ページ丸々取るぐらいの一覧となりますが、もともと巻末資料に掲載するように進めております。ただ、その中の何点かだけを取り上げて、個別に「現状と課題」に載せていくというのは、さまざまな文化財があり、かつ歴史の中にも、いろんな時代のいろんなエピソードがある中で、難しいと思います。資料では、すべてを網羅するような年表と一覧を用意しているところでございます。

審議会の方で何か記載を増やすようにということでご意見があるようでしたら、調整の上で検討したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 記述を検討されるのですか。

事務局 審議会として、その他の個別の事項をピックアップして、掲載するかどうかということを諮っていただけたらと思います。

会長 事務局からの案が出ました。他の方はどうでしょうか。

委員 第四次総合計画に掲載していた写真がありますが、3枚掲載していたのは、載せていただけののでしょうか。

事務局 写真につきましては、文化財全部は無理だと思いますが、一部については当然掲載することになります。

委員 国宝は、後鳥羽上皇関係のものが二つで、それしかないですね。重要文化財って水無瀬神宮客殿、水無瀬神宮茶室、後鳥羽院御置文案文、後鳥羽院宸翰御消息、後村上天皇宸翰御願文で、国宝・重要文化財関係7つのうち4つが水無瀬神宮、後鳥羽上皇関係です。何かいろいろあるということですが、国宝や重要文化財に指定されているものは、もう6個か5個です。あと町関係の、あと大阪府関係の文化財になると思いますが、何かいっぱいある中であえてというわけではなくて、本当に重要と国が指定している中でもう偏っているわけですから、そこをできるだけ記述するという事は、そんなに間違いじゃないと思います。

事務局 一覧を載せると申し上げておりますが、その中で、更にピックアップして記述することを審議会としてお望みかということをお話させていただきたいと申し上げております。

会長 原案を変えてほしいということですが、いかがでしょうか。
原案どおりという方は、挙手をお願いします。

(挙手)

会長 反対という方は。

(挙手)

会長 賛成多数で原案どおりということになりました。
それでは、基本計画案及び答申案についての質疑応答をこれで終了いたします。ただいまの審議を踏まえまして、基本計画案を最終案として答申したいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員 こんな多数決で決めるよう審議会、十分なパブリックコメントの議論も取れない審議会、納得していません。こんなやり方を本当に続けていたら、委員として責任持てないです。これだけ、みんな汗水流してパブリックコメントを書いたのに。次回もできたわけです。何で、こんな時間が時間になって、十分な議論を妨げるのですか。せっかくパブリックコメントで、私の個人的な意見ならまだ分かりますが、パブコメでこれだけ書かれているので、ちゃんと議論させてくれと言っているのに。こんな運営で本当に反省してほしい、あなたは会長として。私はだから納得しません。全会一致じゃないということは、意見表明させていただきます。これ全会一致ってしないでください。

会長 分かりました。では、反対の方、挙手をお願いします。

(1名挙手)

会長 はい、分かりました。では、これを記録に残します。
「案件1」についてはこれで終了いたします。ありがとうございました。

2 その他

会長 それでは次に、案件2「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局 今後の予定を申し上げます。本日の審議を踏まえて答申をいただきまして、その後、町において、最終の文言チェック等を行いまして、3月中に計画を策定する予定でございます。
なお、「計画冊子」については、現在、編集作業を進めておりますが、皆様のお手元に届く

のは4月以降になろうかと考えております。皆様には送付させていただきます。

なお、本審議会につきましては、今回が最終となります。長期間にわたり慎重なご審議を賜りまして、ありがとうございました。

会 長 それでは、第五次総合計画策定に関する審議は全て終了いたしました。これをもちまして、本審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

<終了>